

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長**【提出日】** 平成21年 2 月16日**【計算期間】** 第13特定期間（自 平成20年 5 月20日 至 平成20年11月18日）**【ファンド名】** L M・ユーロ毎月分配型ファンド**【発行者名】** レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 田島 廣久**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号**【事務連絡者氏名】** 藤田 剛志**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号**【電話番号】** 03-5219-5700**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

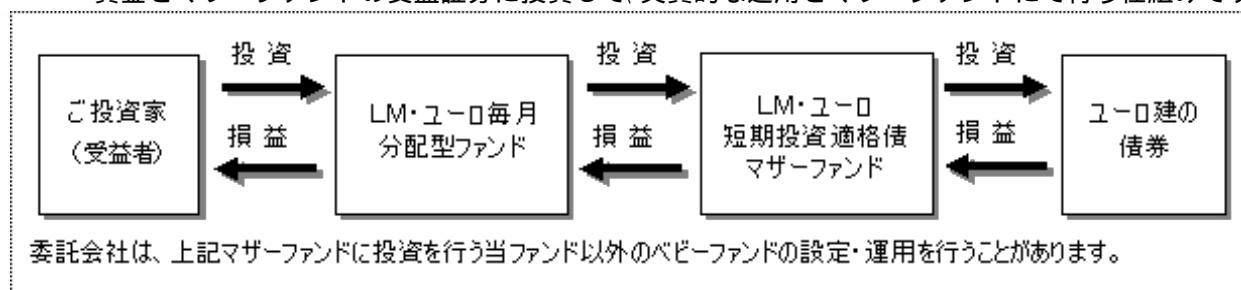
LM・ユーロ毎月分配型ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）は、LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券への投資を通じて、主としてユーロ建の債券に投資し、安定した運用成果を目指して運用を行います。

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託で、バランス型^{*}に属します。格付は取得していません。信託金の限度額は、信託約款の規定により5,000億円となっております。ただし、委託会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

^{*}「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。当ファンドは、公社債中心に運用を行うものに該当します。

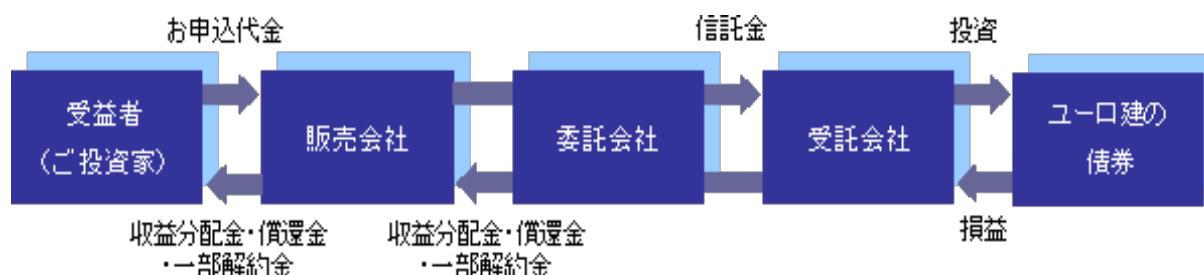
ファンドの特色

- 主として、ユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインを獲得し、ユーロ短期金利水準の分配を毎月行い、ユーロ原資産元本の安定した運用成果を目指します。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として高格付のユーロ建の債券（欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等）を中心に投資を行います。
- 主として、ユーロ建の債券に投資します。ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。
- 「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 委託会社
レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
- 受託会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社

と再信託契約を締結し、これを委託しております。

■投資顧問会社

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

■販売会社

「販売会社」については、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

〔販売会社とは、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。〕

委託会社の概況

■資本金の額（平成21年2月16日現在）

1,000百万円

■沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

■大株主の状況（平成21年2月16日現在）

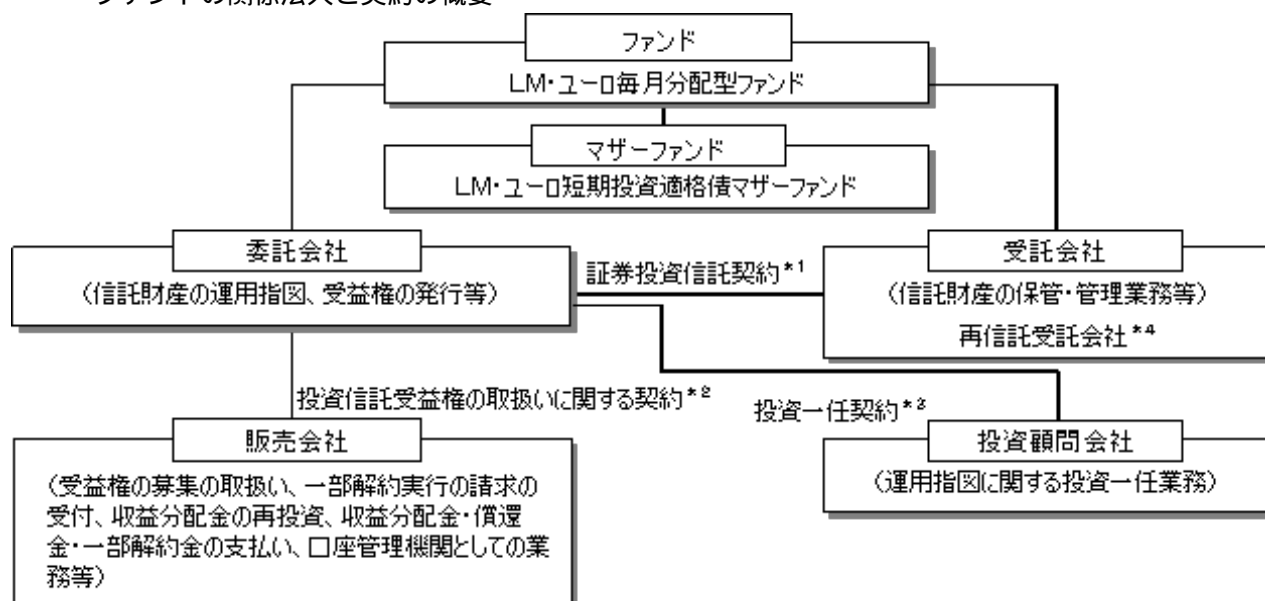
名称 レグ・メイソン・インク

住所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市ライトストリート100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

ファンドの関係法人と契約の概要



* 1 証券投資信託契約とは、当ファンドを設定するにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

当契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。

ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

- * 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約には、委託会社が販売会社に当ファンドに係る業務を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務に関する事務等、広告・宣伝に係る取決め、紛争処理責任及び法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに双方とも別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとします。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

- * 3 投資一任契約には、委託会社が投資顧問会社に当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、投資の基本方針の遵守、秘密保持、必要経費の負担に係る取決め、投資顧問報酬及び法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までとします。

ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。

- * 4 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 収益の源泉をインカムゲインに求め、安定した運用成果を目指します。

利子収入等を原資に毎月の安定した分配を目指します。

通常の債券運用では、利子（クーポン）収入だけではなく、原債券の値上り益も主たる収益源としていますが、当ファンドは「信用リスク」、「金利変動リスク」を抑えた運用を行うため、組入債券の値上り益にその主たる収益の源泉を求めず、債券の利子収入等のインカムゲインを主たる収益の源泉としています。

組入債券から発生する利子収入を毎月の分配金の原資とし、債券の値上り益は原則として分配しません。

（この他に、為替の変動、即ち円安・ユーロ高は基準価額の上昇要因となりますが、その一方で円高・ユーロ安は基準価額の下落要因となります。当ファンドでは、為替変動による収益は原則として分配の原資としません。）

ユーロの短期金利を基準とした、毎月の安定した収益の分配を目指します。（ユーロ圏における3ヵ月国債の代表的なものである、フランス3ヵ月国債の金利水準を想定。）

ユーロベースでの元本の安定を目指します。

投資適格の欧州の債券、主にユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等を主要投資対象とする「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の受益証券に投資します。

* 原則として、S & P、ムーディーズ及びフィッチ・レーティングス（以下、総称して「指定格付機関」ということがあります。）のうち1社以上の格付機関からBBB - / Baa3格以上の格付を取得した公社債に投資し、ポートフォリオの平均格付はA - / A3格以上を維持します。

コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA2 / P2格以上の格付を付与されているものとします。

投資を行う国債については、OECD加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAA - / Aa3格以上の格付を付与されたものに限定します。

国際機関債については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAAA / Aaa格を付与されているものとします。

原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション（金利感応度・平均残存期間）を、通常0.1年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動による債券価格への影響の低減を図り、ユーロ原資産ベースでの元本の安定を目指します。

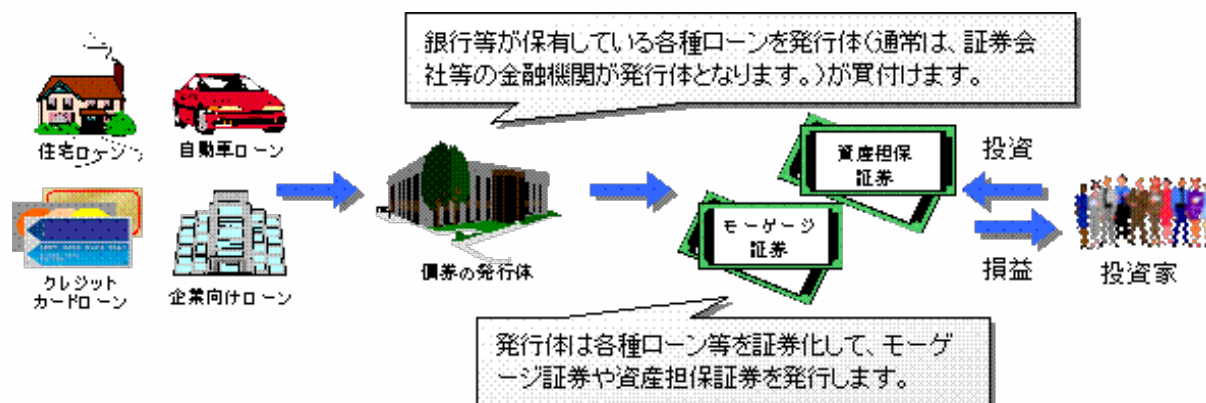
主として、ユーロ建の債券に投資します。ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。なお、対円では為替ヘッジを行いません。したがって基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。

■ 欧州の国債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等、事業債、金融債及びCP等に投資を行います。

主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。

モーゲージ証券 (MBS = Mortgage Backed Securities)	住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元本と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。その多くは政府系機関または信用力の高い金融機関等により発行されています。
資産担保証券 (ABS = Asset Backed Securities)	住宅ローンや不動産ローン以外の貸付債権等を担保に発行された債券であり、それらから発生する元本と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。担保の代表的なものとしては自動車ローン、クレジットカードローン、企業向けローン等があります。

< モーゲージ証券 / 資産担保証券の仕組み（イメージ図） >



* 上記の図は、MBSとABSの一般的な仕組みの一部について例示したものであり、すべてのMBS、ABSが上記例と同様な仕組みをもつとは限りません。

なぜMBSやABS等に投資するのか？

- ・MBSやABSは、同じ格付の一般の企業が発行する社債と比較して相対的に高い利回りが期待できます。

MBSやABSはローン等を証券化したものであり、ローンの借手がローンを繰上返済した場合、MBSやABSの投資家は投資元本の期限前償還を受けることになります。ローンの繰上返済は、借手の動向により左右されるため、いつ・どの程度の期限前償還があるのか「不確定」であり、この不確実性は通常の債券にはない一種のリスクとして捉えられています。このため、利回りが高くなる傾向にあります。

- ・通常、MBSやABSには、余剰担保や元利金の支払いの優先順位を調整した優先劣後の仕組みを付与する等の信用補完機能等がついており、信用力が高められています。

事業債	民間企業が、設備投資等のため投資家から直接資金を調達することを目的として発行する債券です（直接金融）。直接、投資家から資金を調達することから、銀行から融資を受けて資金を調達する「間接金融」とは異なります。
コマーシャル・ペーパー（CP）	優良企業が機関投資家から短期資金を調達するために発行する無担保の証券です。銀行借入と比較してコストが低く、期間や金額を自由に選べる等の利点があります。

< 社債の概念図 >



金利変動リスク

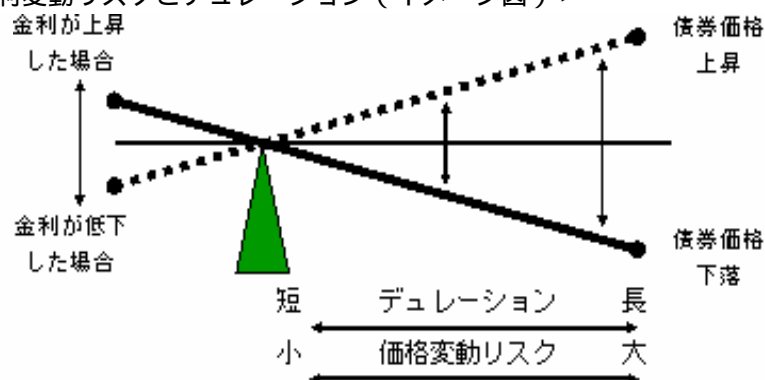
原則として、ファンド全体の**実効デュレーション（金利感応度）**を通常0.1年～1.0年（最大で1.5年）とし、金利変動による債券価格への影響の低減を図り、ユーロ原資産ベースでの元本の安定を目指します。

債券投資におけるリスク要因のひとつとして「金利の変動」があります。デュレーションが長く金利感応度が大きい債券で運用する場合、その債券の価格はその時々
の金利水準によって大きく上下することがあります。
当ファンドは、実効デュレーションの短い債券に投資することにより、金利水準の変動による基準価額への影響を抑え、安定運用を行うことを目指します。

デュレーションとは

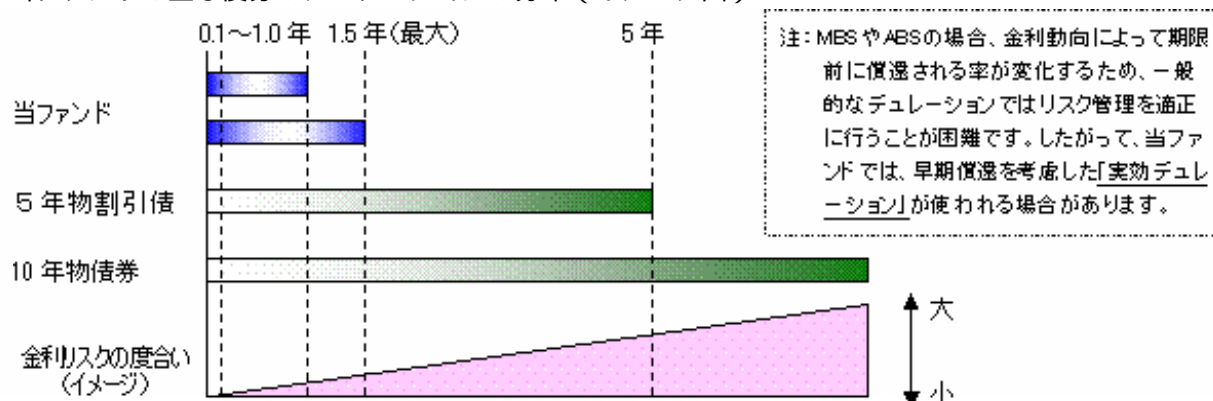
債券のキャッシュフローに基づく平均残存期間や金利感応度を意味するもので、この数値の絶対値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。債券の場合、一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションは長くなります。

<金利変動リスクとデュレーション（イメージ図）>



※ 上図は、デュレーション毎の金利変動に対する債券の価格変動を表わしたイメージ図であり、実際の価格変動とは異なります。

<当ファンドと主な債券のデュレーションの分布（イメージ図）>



<金利変化の債券価格への影響度>

	金利変化の債券価格への影響度	
	短い債券	長い債券
満期までの期間	小さい	大きい
利金支払いの方法	変動利付債	固定利付債
	小さい	大きい
実質平均残存期間（実効デュレーション）	短い	長い
	小さい	大きい

* 上記は金利変化の債券価格への影響を理解するための手助けとして作成したものです。上記の影響度は相対的な評価を示したものであり、絶対的な評価ではありません。

為替変動リスク

当ファンドは、為替ヘッジを行わないファンドであるため、基準価額は円とユーロとの為替相場の変動の影響を受けます。

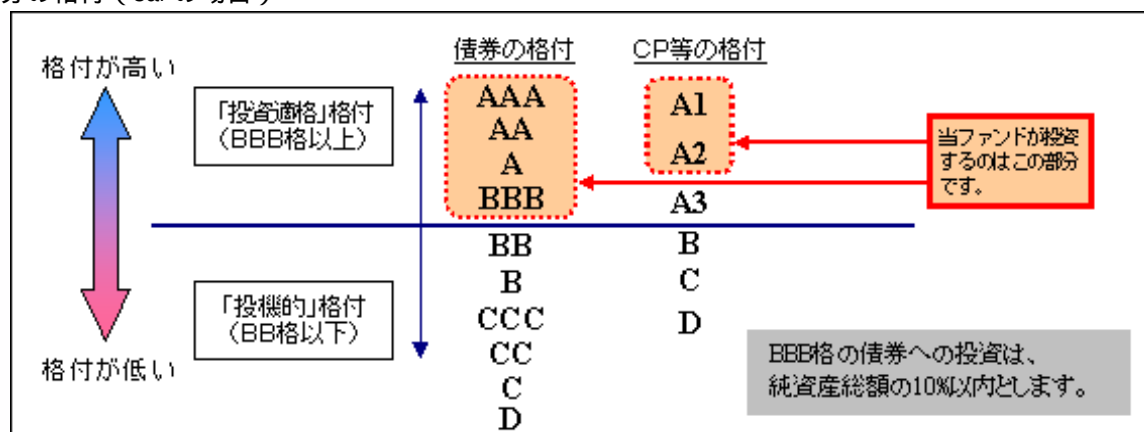
信用リスク

原則として、当ファンドに組入れる債券の平均格付をA-/A3格以上に保ち、信用リスクの低減を図ります。個別債券の格付は最低でもBBB-/Baa3格以上とします。CP等については、原則としてA2/P2格以上の格付を付与されているものとします。

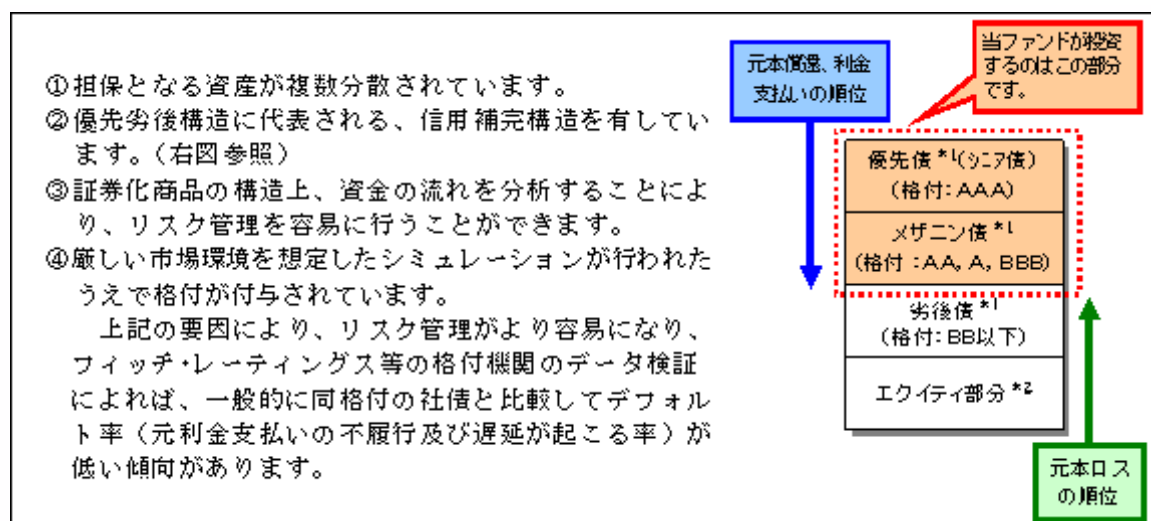
債券の元本や利子の支払いが滞ったり、支払われなくなるリスクが「信用リスク」です。債券の価格は、その債券の発行体の信用状態の変化により変動することがあります。当ファンドは、専門の格付機関により高格付を付与された債券に投資することにより、信用リスクの抑制を図り、安定運用を目指します。

また、MBS・ABSには、余剰担保や元利金の支払いの優先順位を調整した優先劣後の仕組みを付与する等の信用補完機能等がついていることから、一般の企業が発行する社債が持つ個別事業リスクが低減されています。このため、一般的にMBS・ABSはデフォルト率（元利金支払いの不履行及び遅延が起こる率）が低く、債権回収率が高い傾向にあります。

< 債券の格付（S&Pの場合）>



< 優先劣後構造の概念図 >



*1 MBS、ABSの優先劣後構造で、最も元利金の支払いの優先順位が高い債券を優先債（シニア債）といいます。優先債の金利は相対的に低くなりますが、安全性は高くなります。メザニン債は、優先債に次いで元利金の支払順位が高い債券です。金利は高くなる一方で、安全性は優先債よりも低下します。劣後債は元利金の支払順位がより低い債券で、安全性が低下する分、金利が高く設定されています。

*2 エクイティ部分は金利収入による収益ではなく、担保となっている資産そのものの価格変動による収益が期待できる部分です。すべて

の債券の元利払い後に支払いが行われるため、ハイリスク・ハイリターンとなります。

その他のリスク



MBS、ABSの性質

担保となっている住宅ローン、自動車ローン、クレジットカードローン、賃貸用物件等からは通常毎月金利の支払い・元本の返済、賃料の支払等といった支払いが生じます。したがって、MBS・ABS等の保有者には通常毎月利息の受取りや元本の一部償還が発生することになります。一般的な債券では利息が定期的に支払われ、元本は償還期日に一括して償還されますので、この点が大きく異なります。

期限前償還リスク

例えば、住宅ローンなどの借手が残存しているローンを一括して期限前に繰上返済した場合、これを担保にしている債券の元本も合わせて償還されます。これを「期限前償還」といいます。この場合、MBS・ABS等の保有者は予期せぬ元本償還を受けることになり、一定期間運用することを想定していた場合、その償還資金の再投資先を探さなければならず、かつその再投資先がそれまでと同等の収益が期待できるものになるかどうかは分かりません。また、債券を額面価額よりも高い価格で購入している場合、額面で償還されることにより償還損が発生します。これを「期限前償還リスク」といいます。(例) 額面100ドルの債券を、101ドルで投資し、その債券の担保となっているローンが繰上返済になった場合、債券の元本も期限前償還となり、1ドルの償還損が発生します。

(注: 例えば住宅用ローンの場合、過去の金利低下時には、低金利のローンへの借換えが多数発生したために、期限前償還が増加するなどの現象がみられました。)

期限前償還リスクの抑制

当ファンドは、膨大なデータベースを活用し、期限前償還がすでに進んでいる銘柄など、期限前償還リスクが小さい債券を中心に組み入れます(即ち、期限前償還リスクを低減)。また、変動利付債など、実効デュレーションを短期化することにより、期限前償還リスクの抑制を目指します。

(注: ただし、期限前償還が進んでいない銘柄に投資することもあります。この場合、原則として期限前償還が発生したとしても、想定範囲内であれば、それに見合う収益が期待できる債券を中心に投資します。)

* 上図のように、市中金利が低下すると住宅ローンの借手は返済負担軽減のため低利のローンへと借換えを行います(金利8%のA銀行から、金利6%のB銀行へ)。借換えが発生すると、この住宅ローンを担保に発行したMBSも期日前に償還されます。この場合、MBSの投資家は当初に期待していた期間、期待していた利回りを得ることができなくなります。

■ 当ファンドの投資対象及びその他の投資方針

- 有価証券等の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- 当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模等によっては、投資方針に記載する運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(約款第19条)

a. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に

掲げる権利

- (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- (5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるLM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第20条第1項）

- a.株券または新株引受権証書
- b.国債証券
- c.地方債証券
- d.特別の法律により法人の発行する債券
- e.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i.特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j.コマーシャル・ペーパー
- k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
- l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するものの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)

- q. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 v. 外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

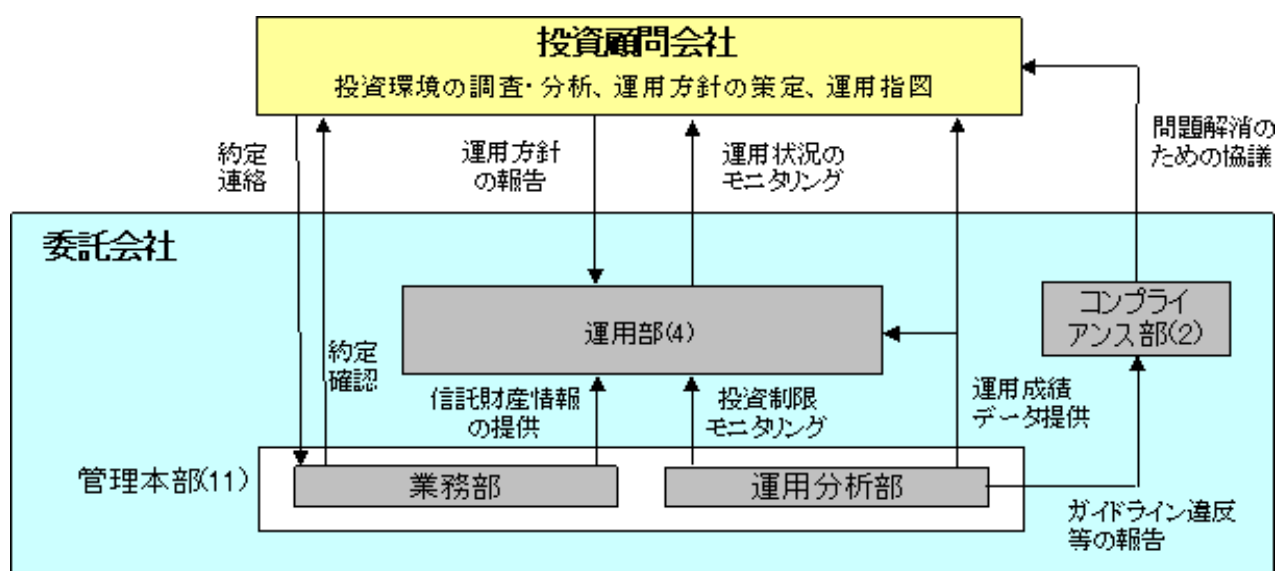
なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第20条第2項）

(3)【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

■ ファンドの運用体制



（注）（ ）は平成20年12月末現在の各部署に属する人数（管理本部は、上記業務に従事する人数）を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約書を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネージャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に

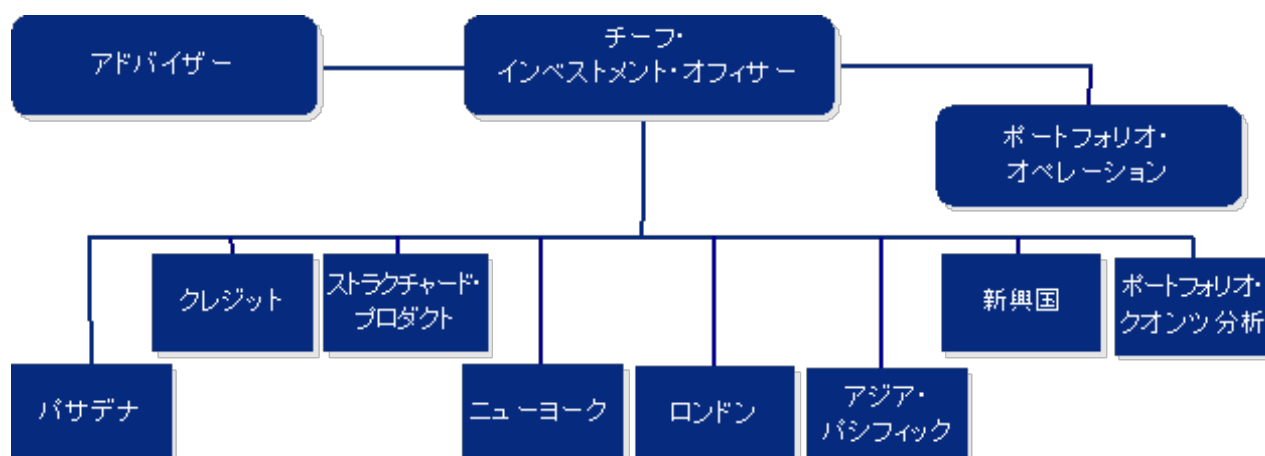
報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

当ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

<ウエスタン・アセットの運用体制>



上記は、ウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

（注）ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（4）【分配方針】

毎決算時（原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当収益を中心に、ユーロ短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 自動けいぞく投資コースを選択した投資者の分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合もあります。

信託財産から生ずる毎計算期間末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」といいます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- c. 上記a.におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. 毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」、第20条第3項、第23条第1項）

- a. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第22条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、第20条第4項、第23条第2項）

- a. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、第20条第5項）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」、第28条）

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

信託財産に属するＢＢＢ／Ｂａａ格付（ＢＢＢ＋／Ｂａａ１格、ＢＢＢ／Ｂａａ２格、ＢＢＢ－／Ｂａａ３格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。（約款「運用の基本方針」）

信用取引の指図範囲（約款第24条）

- a. 委託会社は、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券
 - (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に、信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 - (ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- (イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第20条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- スワップ取引の運用指図（約款第26条）
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。）が、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が上記時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第30条）

- a. 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第31条）

- a. 委託会社は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を

超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第41条）

a. 委託会社は、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 上記a. の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c. 上記b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約の指図（約款第33条）

a. 委託会社は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産とマザーファンドの信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b. 上記a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

受託会社による資金の立替え（約款第43条）

a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c. 上記a. 及びb. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（参考）

「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

基本方針

マザーファンドは、主としてユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインの獲得を目指し、信託財産のユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。

運用方法

a. 投資対象

主としてユーロ建の欧州の債券を主要投資対象とします。

b.投資態度

- (イ)主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。
- (ロ)金利変動リスク、信用リスクを抑えた運用を行うため、組入債券の値上り益に収益源を求めず、債券の利子収入等のインカムゲインを主たる収益の源泉として、ユーロ原資産の安定した運用成果を目指します。
- (ハ)主たる投資対象である公社債は、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からBBB-/Baa3格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付はA-/A3格以上を維持します。また、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からA2/P2格以上の格付を付与されているものとします。
- (ニ)投資を行う国債については、OECD加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAA-/Aa3格以上の格付を付与されたものに限定します。また、国際機関債については、原則として指定格付機関のうち1社以上の格付機関からAAA/Aa格を付与されているものとします。
- (ホ)原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.1年～1.0年（最大で1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。なお、投資を行う固定利付債券は、原則として、投資する時点において償還までの残存期間が3年以内のものとし、
- (ヘ)主としてユーロ建の債券に投資します。また、ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。
- (ト)有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。
- (チ)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
- (リ)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- (ヌ)当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ル)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

(2)投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第11条）

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (イ)有価証券（ただし、株式・新株引受権証券・新株予約権証券等の出資証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債及び投資信託受益証券のうち株式投資信託に該当するものを除きます。）
- (ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
 - (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利（(イ)に該当するものに限り、以下、(2)から(8)までにおいて同じ。）
 - (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第12条第1項）

a. 国債証券

b. 地方債証券

c. 特別の法律により法人の発行する債券

d. 社債券（転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。）

e. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

f. コマーシャル・ペーパー

g. 外国または外国の者の発行する証券で、上記a.からf.までの証券の性質を有するもの

h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）

k. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

l. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

m. 外国の者に対する権利で上記l.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記a.からe.までの証券及びg.の証券のうちa.からe.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第12条第2項）

(3)投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

信託財産に属するB B B / B a a 格付（B B B + / B a a 1 格、B B B / B a a 2 格、B B B - / B a a 3 格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。（約款「運用の基本方針」）

先物取引等の運用指図（約款第15条）

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券

（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。
- (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第12条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- スワップ取引の運用指図（約款第16条）
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あ

るいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、ユーロ以外の通貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する公社債を下記b.に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 上記a.の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第20条）

- a. 委託会社は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約の指図（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の指図をすることができます。この外国為替取引の指図は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産の実質時価総額の範囲内で行なうこととします。
- b. 上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（注）当ファンド以外で「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」に投資を行っているファンドは下記の通りです。

ファンド名	設定日
LM・ユーロ短期債ファンドV A（適格機関投資家専用）	平成14年9月17日

3【投資リスク】

- (1) 慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、毎月の収益分配を目指しますが、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

（注）投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

(2)投資リスクに対する管理体制**投資顧問会社におけるリスク管理体制**

- ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。
- 運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社が上記に定めるリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

（注）リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含む。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料率を乗じて得た額です。手数料率は、1.05%（税抜1.00%）を上限として販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。

「販売会社」については、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

* 自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

* お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありせん。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含む。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の率は、毎計算期間末日（休業日の場合は翌営業日とします。以下「当該日」といいます。）の2営業日前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日（ロンドンの銀行の休業日に該当する場合には、直前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日とします。）の3ヵ月ユーロLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の水準に応じ、次に掲げる率とします。

3ヵ月ユーロLIBOR金利が1.00%以上の場合 年率0.7350%（税抜0.70%）

3ヵ月ユーロLIBOR金利が0.50%以上1.00%未満の場合 年率0.5775%（税抜0.55%）

3ヵ月ユーロLIBOR金利が0.50%未満の場合 年率0.4200%（税抜0.40%）

上記に定める信託報酬の率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されるものとします。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、下記の通りとします。

	内 訳		
	委託会社	販売会社	受託会社

信託報酬率が年率0.7350% （税抜0.70%）のとき	0.3360% （税抜0.32%）	0.3570% （税抜0.34%）	0.0420% （税抜0.04%）
信託報酬率が年率0.5775% （税抜0.55%）のとき	0.2625% （税抜0.25%）	0.2730% （税抜0.26%）	
信託報酬率が年率0.4200% （税抜0.40%）のとき	0.1890% （税抜0.18%）	0.1890% （税抜0.18%）	

投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払いますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}

先物取引・オプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管等に要する費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

* 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

- b. 上記a.の から までに定める諸経費（消費税等相当額を含む。）は、発生の日、あるいは毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

- c. 上記a.の の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含む。以下同じ。）は、委託会社から支払われます。ただし、当ファンドは、当ファンドのために委託会社が支払った当該費用を負担するため、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から委託会社に支払います。当該支払金額は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限とし、実際の費用額にかかわらず、あらかじめ費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定率または固定金額により計算される金額とします。当該支払額は、計算期間を通じて毎日計上されます。

なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

- d. 当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

先物取引・オプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管等に要する費用

信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

信託事務等に要する諸費用

- e. 上記d.のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記d.の から までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

- f. 上記a.の から までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者毎、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。取扱上の取扱いの内容は、平成21年1月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更となる場合がありますのでご注意ください。また、課税の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配時、一部解約時及び償還時

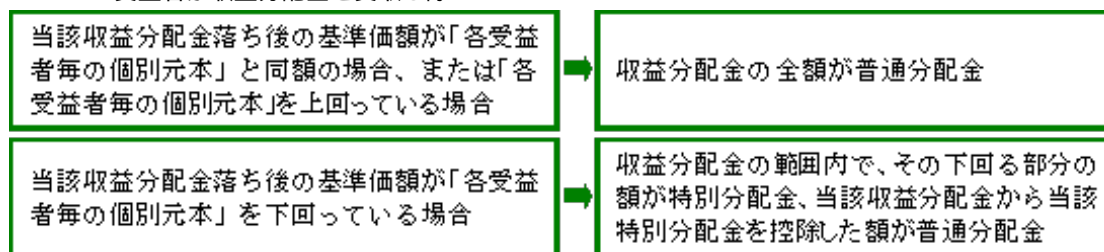
収益分配時	・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 （平成21年1月1日から平成22年12月31日まで） 10%（所得税7%、地方税3%） （平成23年1月1日以降） 20%（所得税15%、地方税5%） 平成21年及び平成22年においては、その年における当ファンドの普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額（同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものを除きます。）が100万円を超える受益者は、確定申告が必要となります。 ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。 ・申告分離課税を選択した場合の税率は、上場株式等の配当等の金額（年間合計額）に応じ、以下の通りとなります。 （平成21年1月1日から平成22年12月31日まで） 100万円以下の部分 10%（所得税7%、地方税3%） 100万円を超える部分 20%（所得税15%、地方税5%） （平成23年1月1日以降） 20%（所得税15%、地方税5%）
一部解約時及び償還時	・一部解約時及び償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（お申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した額）が譲渡所得として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。 ・税率は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額に応じ、以下の通りとなります。 （平成21年1月1日から平成22年12月31日まで） 500万円以下の部分 10%（所得税7%、地方税3%） 500万円を超える部分 20%（所得税15%、地方税5%） （平成23年1月1日以降） 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合でも、平成21年及び平成22年においては、その年における上場株式等に係る譲渡所得の金額が500万円を超える場合には、確定申告を行うことが必要となります。特定口座の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部戻戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{*2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

繰越控除等

その年分の上場株式等の譲渡所得等の計算上生じた損失の金額があるときは、確定申告を行うことにより、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から控除することができます。

また、その年に控除しきれない損失については、確定申告を行うことにより、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成21年4月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

平成20年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	11,436,189,602	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,842,485	0.02
合計(純資産総額)		11,433,347,117	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

< 参考情報 >

L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

平成20年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券	イタリア	289,477,185	1.65
	フランス	301,121,640	1.72
	イギリス	776,092,778	4.43
	オランダ	550,604,580	3.14
	アイルランド	1,088,389,922	6.21
	小計	3,005,686,105	17.15
社債券	アメリカ	2,939,929,436	16.77
	カナダ	712,534,793	4.07
	ドイツ	976,341,248	5.57
	イタリア	2,053,983,671	11.71
	フランス	1,289,526,060	7.36
	オーストラリア	331,432,778	1.89
	イギリス	762,193,363	4.35
	シンガポール	110,353,599	0.63
	オランダ	961,468,215	5.49
	ベルギー	192,037,744	1.10
	オーストリア	189,875,469	1.08
	ルクセンブルグ	390,324,411	2.23
	アイルランド	1,419,253,622	8.10
	キプロス	225,204,814	1.29
	ポルトガル	432,409,669	2.47
	ケイマン諸島	1,060,795,308	6.05
	小計	14,047,664,200	80.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		471,940,426	2.69
合計(純資産総額)		17,525,290,731	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	時価合計(円)	投資比率(%)
金利先物	3M EURL 0906	LIFFE	買建	1,066,124,332	6.08
	3M EURL 0912	LIFFE	買建	2,125,613,938	12.13

(2)【投資資産】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成20年12月末現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・ユーロ短期投資適 格債マザーファンド	9,466,260,742	1.1868	11,234,558,249	1.2081	11,436,189,602	100.02

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成20年12月末現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成20年12月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	アイルランド	社債券	BANK OF IRELAND MTGE BNK	4,200,000.00	12,714.56 534,011,917	12,818.24 538,366,290	3.500000	2009/9/22	3.07
2	フランス	社債券	CIE FINANCEMENT FONCIER	3,890,000.00	12,799.31 497,893,320	12,917.50 502,491,108	3.875000	2011/2/11	2.87
3	ケイマン諸島	社債券	BCP FINANCE BANK LTD FRN	3,800,000.00	12,781.34 485,691,124	12,801.00 486,438,001	4.850000	2009/2/6	2.78
4	アイルランド	社債券	GE CAPITAL EURO FUND FRN	4,000,000.00	12,735.42 509,417,141	12,034.80 481,392,109	3.929000	2010/3/1	2.75
5	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY FRN	4,000,000.00	12,548.62 501,945,109	11,462.46 458,498,594	5.568000	2010/1/15	2.62
6	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	4,000,000.00	12,387.81 495,512,559	11,175.10 447,004,170	4.606000	2011/5/11	2.55
7	ポルトガル	社債券	BANCO ESPIRITO	3,500,000.00	12,665.43 443,290,204	12,354.56 432,409,669	3.971000	2010/5/31	2.47
8	イタリア	社債券	UNICREDITO ITALIANO FRN	3,300,000.00	12,776.45 421,623,063	12,748.79 420,710,226	5.439000	2009/7/7	2.40
9	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC FRN	3,500,000.00	12,427.15 434,950,462	11,212.66 392,443,202	3.966000	2011/6/3	2.24
10	ルクセンブルク	社債券	MERRILL LYNCH FRN	3,400,000.00	12,188.31 414,402,782	11,480.12 390,324,411	3.219000	2010/9/29	2.23
11	アメリカ	社債券	HSBC FINANCE CORP	3,400,000.00	12,401.17 421,640,045	11,429.26 388,594,867	3.529000	2010/9/14	2.22
12	アメリカ	社債券	BEAR STEARNS CO FRN	3,100,000.00	12,184.35 377,714,887	12,498.27 387,446,539	5.340000	2009/10/20	2.21
13	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA FRN	3,400,000.00	12,598.69 428,355,475	11,338.25 385,500,747	4.370000	2012/2/15	2.20
14	アイルランド	特殊債券	IGLOO FINANCE PLC II A	3,000,000.00	12,732.02 381,960,600	12,647.56 379,426,992	5.566000	2013/12/26	2.17
15	オランダ	社債券	ING BANK NV FRN	3,000,000.00	12,778.21 383,346,406	12,187.79 365,633,751	4.826000	2011/8/22	2.09
16	アメリカ	社債券	CIT GROUP FRN	3,000,000.00	11,661.01 349,830,323	11,776.05 353,281,692	4.793000	2009/5/13	2.02
17	フランス	社債券	FRANCE TELECOM	2,800,000.00	12,703.15 355,688,396	12,566.93 351,874,241	3.813000	2010/6/9	2.01
18	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BANK AG FRN	2,800,000.00	12,783.93 357,950,268	12,406.90 347,393,357	5.290000	2010/10/18	1.98
19	ケイマン諸島	社債券	SANTANDER CENT HISP	2,745,000.00	12,554.44 344,619,474	12,572.85 345,124,747	3.669000	2011/3/28	1.97
20	イタリア	社債券	BANCHE POPOLARI UNITE	2,700,000.00	12,759.97 344,519,223	12,723.83 343,543,640	3.144000	2009/6/29	1.96
21	イタリア	社債券	CAPITALIA SPA	2,700,000.00	12,769.11 344,766,077	12,655.88 341,708,775	3.225000	2009/9/22	1.95
22	オーストラリア	社債券	MACQUARIE BANK FRN	3,000,000.00	12,791.31 383,739,355	11,047.75 331,432,778	4.201000	2011/2/23	1.89
23	アイルランド	特殊債券	ATLAM 1 A	2,538,795.00	12,598.94 319,861,298	12,273.25 311,592,854	5.438000	2036/1/17	1.78
24	イタリア	社債券	BANCA LOMBARDA E PIEFRN	2,250,000.00	12,758.14 287,058,181	12,748.21 286,834,924	4.026000	2009/5/29	1.64
25	オランダ	特殊債券	LAMBD 2005-1X A2	2,400,000.00	12,392.92 297,430,224	11,728.81 281,491,526	4.485000	2029/11/15	1.61
26	ドイツ	社債券	VOLKSWAGEN LEASING FRN	2,000,000.00	12,795.95 255,919,072	12,685.61 253,712,210	3.533000	2009/3/24	1.45

27	カナダ	社債券	TORONTO DOM BANK FRN	2,000,000.00	12,595.10 251,902,056	12,597.46 251,949,288	4.288000	2010/9/10	1.44
28	カナダ	社債券	BANK OF MONTREAL FRN	2,000,000.00	12,578.46 251,569,360	12,526.44 250,528,917	5.413000	2010/5/7	1.43
29	イタリア	社債券	BANCA POP VERONA NOVARA	2,000,000.00	12,685.63 253,712,641	12,410.24 248,204,907	4.103000	2009/9/2	1.42
30	アイルランド	社債券	ULSTER BANK IRELAND FRN	2,000,000.00	12,405.72 248,114,440	12,340.13 246,802,769	4.253000	2010/5/18	1.41

（注1）変動利付債券は平成20年12月末現在の利率です。

（注2）平成20年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注3）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成20年12月末現在

種類	投資比率（％）
特殊債券	17.15
社債券	80.16
合計	97.31

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成20年12月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額 単価	帳簿価額	評価額 単価	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
金利 先物	イギリス	LIFFE	3M EURL 0906	買建	34	ユーロ	96.19	8,176,311.50	98.02	8,331,700.00	1,066,124,332	6.08
	イギリス	LIFFE	3M EURL 0912	買建	68	ユーロ	95.51	16,236,173.00	97.72	16,611,550.00	2,125,613,938	12.13

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注3）評価額は、平成20年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間（平成14年11月18日）	98,163,432,304	99,108,263,542	10,323	10,444
第2特定期間（平成15年5月19日）	82,761,103,342	84,034,529,526	11,507	11,648
第3特定期間（平成15年11月18日）	41,872,836,520	42,445,166,773	10,903	11,032
第4特定期間（平成16年5月18日）	33,803,996,073	34,193,230,277	11,647	11,767
第5特定期間（平成16年11月18日）	27,193,248,815	27,500,838,107	11,493	11,613
第6特定期間（平成17年5月18日）	22,792,878,329	23,044,485,270	11,450	11,570
第7特定期間（平成17年11月18日）	20,796,978,333	21,020,711,020	11,779	11,899
第8特定期間（平成18年5月18日）	18,234,226,611	18,474,503,184	11,860	12,009
第9特定期間（平成18年11月20日）	18,283,971,503	18,556,860,583	12,649	12,836
第10特定期間（平成19年5月18日）	18,337,070,325	18,659,926,289	13,632	13,869
第11特定期間（平成19年11月19日）	17,492,696,147	17,868,310,021	13,395	13,681
第12特定期間（平成20年5月19日）	16,934,071,331	17,318,423,329	13,119	13,415
第13特定期間（平成20年11月18日）	11,211,029,639	11,600,498,311	9,009	9,316
平成19年12月末	17,772,608,091	-	13,655	-
平成20年1月末	16,817,336,292	-	12,898	-
2月末	16,802,473,899	-	12,923	-
3月末	16,473,515,959	-	12,695	-
4月末	16,923,008,876	-	13,113	-
5月末	17,116,921,102	-	13,269	-
6月末	17,392,869,711	-	13,569	-
7月末	17,308,095,900	-	13,554	-
8月末	16,524,555,921	-	12,927	-

9月末	14,608,957,249	-	11,588	-
10月末	11,597,386,748	-	9,321	-
11月末	11,140,956,068	-	9,126	-
12月末	11,433,347,117	-	9,434	-

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

期間	分配金（円）
第1特定期間（自平成14年6月18日至平成14年11月18日）	121
第2特定期間（自平成14年11月19日至平成15年5月19日）	141
第3特定期間（自平成15年5月20日至平成15年11月18日）	129
第4特定期間（自平成15年11月19日至平成16年5月18日）	120
第5特定期間（自平成16年5月19日至平成16年11月18日）	120
第6特定期間（自平成16年11月19日至平成17年5月18日）	120
第7特定期間（自平成17年5月19日至平成17年11月18日）	120
第8特定期間（自平成17年11月19日至平成18年5月18日）	149
第9特定期間（自平成18年5月19日至平成18年11月20日）	187
第10特定期間（自平成18年11月21日至平成19年5月18日）	237
第11特定期間（自平成19年5月19日至平成19年11月19日）	286
第12特定期間（自平成19年11月20日至平成20年5月19日）	296
第13特定期間（自平成20年5月20日至平成20年11月18日）	307

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1特定期間（自平成14年6月18日至平成14年11月18日）	4.44
第2特定期間（自平成14年11月19日至平成15年5月19日）	12.84
第3特定期間（自平成15年5月20日至平成15年11月18日）	4.13
第4特定期間（自平成15年11月19日至平成16年5月18日）	7.92
第5特定期間（自平成16年5月19日至平成16年11月18日）	0.29
第6特定期間（自平成16年11月19日至平成17年5月18日）	0.67
第7特定期間（自平成17年5月19日至平成17年11月18日）	3.92
第8特定期間（自平成17年11月19日至平成18年5月18日）	1.95
第9特定期間（自平成18年5月19日至平成18年11月20日）	8.23
第10特定期間（自平成18年11月21日至平成19年5月18日）	9.65
第11特定期間（自平成19年5月19日至平成19年11月19日）	0.36
第12特定期間（自平成19年11月20日至平成20年5月19日）	0.15
第13特定期間（自平成20年5月20日至平成20年11月18日）	28.99

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年6月18日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

平成18年1月1日 当ファンドの名称を「シティ・ユーロ毎月分配型ファンド」から「LM・ユーロ毎月分配型ファンド」に変更

平成18年4月28日 投資顧問会社を「シティグループ・アセット・マネジメント・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に変更

平成18年1月1日をもって、マザーファンドの名称は「シティグループ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」から「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」に変更となっております。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの取得のお申込みは、販売会社^{*}で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

^{*} 販売会社とは、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

- (2)取得のお申込みの受付は、継続申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

^{*1} 英国証券取引所、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得のお申込みは受け付けできません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

^{*2} 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得のお申込みが行われ、かつ当該申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、信託約款の規定に基づき分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- (3)お申込みを行う投資家は、お申込みをする際に、一般コースか自動けいぞく投資コースか、どちらかのコースを申出ます。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得申込を取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

一般コース・・・収益の分配時に分配金（税引後）を受取るコースです。

一般コースを選択した投資家は、販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お客様にお支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手

数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

* 一般コースでは、金額を指定する方法により申込受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース・・・分配金（税引後）を自動的に無手数料で再投資するコースです。

自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、当該販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}にしたがって契約を締結します。なお、定期的な収益分配金の引出しを希望する場合は、定期引出契約^{*}を販売会社と別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

自動けいぞく投資コースを選択した投資家は、販売会社が定めた金額以上でお客様が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

* 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

- (4)お申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、前記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5)お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係るお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6)申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る当ファンドのお申込みには、当該申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、前記(1)の照会先までお問合せください。

2【換金（解約）手続等】

- (1)当ファンドのご換金のお申込みは、販売会社で受け付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

- (2)一部解約の実行の請求（以下「一部解約」ということがあります。）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 英国証券取引所、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約は受け付けできません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約が行われ、かつ当該一部解約の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の受付を取消することができます。

なお、一部解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約を受付けたものとして、下記(4)に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合があります。

(注)一部解約を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。信託契約の一部解約に係る一部解約を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

- (3)一部解約の単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、前記(1)の照会先までお問合せください。
- (4)一部解約の価額は、一部解約の受付日（解約申込受付日）の翌営業日（解約約定日）の基準価額です。

(5)一部解約に手数料はかかりません。

(6)一部解約金は、一部解約の受付日から起算して5営業日目（解約約定日から起算して4営業日目）から、販売会社においてお支払いします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（当該新聞上での当ファンドの略称：ユーロ毎）に掲載されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

有価証券等の評価基準及び評価方法等

a. マザーファンド受益証券 マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

b. 国債証券・特殊債券・社債券 法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。

c. コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書 法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。

d. 外貨建資産 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

e. 先物取引 法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。

f. 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

* 上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

追加信託金の計算について

a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

原則として、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限です。ただし、下記(5)の のa.からc.まで、 のa.、 のa.並びに のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月19日から翌月の18日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。
- d. 委託会社は、上記a. からc. までの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. 上記d. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. 上記e. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. からc. までの信託契約の解約を行いません。
- g. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- h. 上記e. からg. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記e. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内

容を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

運用に係る報告

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期間末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、当ファンドに係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期間末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

反対者の買取請求権

上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 のe. または上記 のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約にかかる有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更または当契約を解約することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払われます。

- c. 上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が委託会社の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。
- b. 一部解約金は、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前特定期間（平成19年11月20日から平成20年5月19日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年5月20日から平成20年11月18日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年11月20日から平成20年5月19日まで）及び当特定期間（平成20年5月20日から平成20年11月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年5月19日現在)	当期 (平成20年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	17,009,535,081	11,274,060,230
未収入金	4,318,859	3,480,463
流動資産合計	17,013,853,940	11,277,540,693
資産合計	17,013,853,940	11,277,540,693
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	64,539,546	56,000,185
未払解約金	4,318,859	3,480,463
未払受託者報酬	604,625	386,397
未払委託者報酬	9,976,259	6,375,546
その他未払費用	343,320	268,463
流動負債合計	79,782,609	66,511,054
負債合計	79,782,609	66,511,054
純資産の部		
元本等		
元本	12,907,909,350	12,444,485,722
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,026,161,981	1,233,456,083
（分配準備積立金）	3,848,209,222	3,546,370,283
純資産合計	16,934,071,331	11,211,029,639
負債純資産合計	17,013,853,940	11,277,540,693

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日)	当期 (自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	87,410,575	4,731,707,212
営業収益合計	87,410,575	4,731,707,212
営業費用		
受託者報酬	3,543,129	3,284,880
委託者報酬	58,461,466	54,200,419
その他費用	1,867,805	1,648,808
営業費用合計	63,872,400	59,134,107
営業利益又は営業損失（ ）	23,538,175	4,790,841,319
経常利益又は経常損失（ ）	23,538,175	4,790,841,319
当期純利益又は当期純損失（ ）	23,538,175	4,790,841,319
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,384,988	33,030,469
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,433,333,723	4,026,161,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	132,625,362	105,908,090
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	132,625,362	105,908,090
剰余金減少額又は欠損金増加額	176,598,293	218,246,632
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	176,598,293	214,789,117
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,457,515
分配金	384,351,998	389,468,672
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,026,161,981	1,233,456,083

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日)	当期 (自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月18日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券 の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	特定期間末日の取扱い 平成19年11月18日が休日のため、前特定期間 末日は平成19年11月19日としております。ま た、平成20年5月18日が休日のため、当特定期 間末日は平成20年5月19日としております。 このため、当特定期間は182日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成20年5月18日が休日のため、前特定期間 末日は平成20年5月19日としております。こ のため、当特定期間は183日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成20年5月19日現在)	当期 (平成20年11月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	12,907,909,350口	12,444,485,722口
2. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は1,233,456,083円であ ります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの 純資産の額		
一口当たり純資産額	1.3119円	0.9009円
(一万口当たり純資産額)	(13,119円)	(9,009円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日)	当期 (自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の40相当額を支払っております。	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の40相当額を支払っておりますが、平成20年10月1日より100分の50相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程		
	(平成19年11月20日から 平成19年12月18日までの 計算期間)	(平成20年5月20日から 平成20年6月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	55,732,630円	70,395,499円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,218,983,499円	1,304,039,450円
分配準備積立金額	3,995,344,034円	3,811,944,700円
当ファンドの分配対象収益額	5,270,060,163円	5,186,379,649円
当ファンドの期末残存口数	13,014,327,178口	12,833,669,197口
1万口当たり収益分配対象額	4,049.41円	4,041.20円
1万口当たり分配金額	50.00円	51.00円
収益分配金金額	65,071,635円	65,451,712円
	(平成19年12月19日から 平成20年 1月18日までの 計算期間)	(平成20年6月19日から 平成20年7月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	59,218,086円	66,845,045円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,237,511,021円	1,308,494,233円
分配準備積立金額	3,973,311,284円	3,785,802,479円
当ファンドの分配対象収益額	5,270,040,391円	5,161,141,757円
当ファンドの期末残存口数	13,028,484,752口	12,766,653,424口
1万口当たり収益分配対象額	4,045.00円	4,042.66円
1万口当たり分配金額	53.00円	53.00円
収益分配金金額	69,050,969円	67,663,263円
	(平成20年1月19日から 平成20年2月18日までの 計算期間)	(平成20年7月19日から 平成20年8月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	64,652,788円	62,660,568円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,271,203,796円	1,362,397,337円
分配準備積立金額	3,936,014,736円	3,756,936,410円
当ファンドの分配対象収益額	5,271,871,320円	5,181,994,315円
当ファンドの期末残存口数	13,043,430,329口	12,830,227,348口
1万口当たり収益分配対象額	4,041.76円	4,038.89円
1万口当たり分配金額	49.00円	54.00円
収益分配金金額	63,912,808円	69,283,227円
	(平成20年2月19日から 平成20年3月18日までの 計算期間)	(平成20年8月19日から 平成20年9月18日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	50,725,189円	56,581,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,275,455,115円	1,364,445,833円
分配準備積立金額	3,903,285,798円	3,696,314,818円
当ファンドの分配対象収益額	5,229,466,102円	5,117,342,162円

当ファンドの期末残存口数	12,970,033,818口	12,699,505,190口
1万口当たり収益分配対象額	4,031.94円	4,029.54円
1万口当たり分配金額	47.00円	54.00円
収益分配金金額	60,959,158円	68,577,328円
	(平成20年3月19日から 平成20年4月18日まで の計算期間)	(平成20年 9月19日から 平成20年10月20日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	66,531,572円	46,163,040円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,282,569,170円	1,358,578,277円
分配準備積立金額	3,874,034,949円	3,610,437,175円
当ファンドの分配対象収益額	5,223,135,691円	5,015,178,492円
当ファンドの期末残存口数	12,939,975,027口	12,498,591,572口
1万口当たり収益分配対象額	4,036.41円	4,012.57円
1万口当たり分配金額	47.00円	50.00円
収益分配金金額	60,817,882円	62,492,957円
	(平成20年4月19日から 平成20年5月19日まで の計算期間)	(平成20年10月21日から 平成20年11月18日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	60,283,535円	40,833,822円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,297,222,137円	1,369,817,006円
分配準備積立金額	3,852,465,233円	3,561,536,646円
当ファンドの分配対象収益額	5,209,970,905円	4,972,187,474円
当ファンドの期末残存口数	12,907,909,350口	12,444,485,722口
1万口当たり収益分配対象額	4,036.25円	3,995.48円
1万口当たり分配金額	50.00円	45.00円
収益分配金金額	64,539,546円	56,000,185円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日)	当期 (自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月18日)
期首元本額	13,059,362,424円	12,907,909,350円
期中追加設定元本額	431,187,194円	412,148,502円
期中解約元本額	582,640,268円	875,572,130円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成20年5月19日現在)		当期 (平成20年11月18日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	17,009,535,081	100,722,635	11,274,060,230	1,443,527,803
合計	17,009,535,081	100,722,635	11,274,060,230	1,443,527,803

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託 受益証券	L M・ユーロ短期投資適格債マ ザーファンド	9,826,601,787	11,274,060,230	
合計			9,826,601,787	11,274,060,230	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

当ファンドは「L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンドの計算期間はL M・ユーロ毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

1 財務諸表

LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年5月19日現在)	(平成20年11月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	419,385,243	342,501,244
コール・ローン	169,525,789	51,995,530
特殊債券	4,422,550,726	2,987,062,337
社債券	19,741,023,227	13,307,247,818
コマーシャル・ペーパー	1,111,086,536	-
外国譲渡性預金証書	396,865,539	-
派生商品評価勘定	-	49,503,321
未収入金	872,177	366,234,192
未収利息	168,562,630	133,089,862
前払費用	1,981,920	4,111,975
差入委託証拠金	75,959,689	44,155,464
流動資産合計	26,507,813,476	17,285,901,743
資産合計	26,507,813,476	17,285,901,743
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,471,751	-
未払金	234,238,474	155,674,919
未払解約金	36,453,629	3,511,523
流動負債合計	305,163,854	159,186,442
負債合計	305,163,854	159,186,442
純資産の部		
元本等		
元本	16,162,989,187	14,927,940,384
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,039,660,435	2,198,774,917
純資産合計	26,202,649,622	17,126,715,301
負債純資産合計	26,507,813,476	17,285,901,743

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日)	(自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1)特殊債券・社債券 同左 (2)コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1)先物取引 同左 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年5月19日現在)	(平成20年11月18日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	16,162,989,187口	14,927,940,384口
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.6212円 (16,212円)	1.1473円 (11,473円)

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	(自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日)	(自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月18日)
本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該ファンドの元本額	16,372,051,221円	16,162,989,187円
同期中における追加設定元本額	862,545,389円	396,463,335円
同期中における解約元本額	1,071,607,423円	1,631,512,138円
元本の内訳		
L M・ユーロ毎月分配型ファンド	10,491,941,205円	9,826,601,787円
L M・ユーロ短期債ファンドV A （適格機関投資家専用）	5,671,047,982円	5,101,338,597円
計	16,162,989,187円	14,927,940,384円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	（平成20年5月19日現在）		（平成20年11月18日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当期の損益に含 まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当期の損益に含 まれた評価差額 （円）
特殊債券	4,422,550,726	7,242,425	2,987,062,337	140,956,917
社債券	19,741,023,227	92,191,427	13,307,247,818	456,567,335
コマーシャル・ペーパー	1,111,086,536	24,033,905	-	-
外国譲渡性預金証書	396,865,539	8,589,507	-	-
合計	25,671,526,028	66,810,440	16,294,310,155	597,524,252

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日)	(自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月18日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、金利関連の金利先物取引であります。	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、金利関連では金利先物取引であります。
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の債券の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	デリバティブ取引は、将来の債券又は為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、金利関連で、有価証券等の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	デリバティブ取引は、金利関連では、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、また、通貨関連では、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4.取引に係るリスクの内容	金利先物取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。	金利先物取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成20年5月19日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	(平成20年11月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	123,946,200	-	121,650,000	2,296,200
合計		123,946,200	-	121,650,000	2,296,200

(注)時価の算定方法

為替予約取引について

- 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

金利関連

区分	種類	（平成20年5月19日現在）				（平成20年11月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超（円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超（円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	金利先物取引 買建	3,986,244,227	1,326,335,053	3,951,772,476	34,471,751	2,969,963,920	1,975,253,511	3,017,171,041	47,207,121
合計		3,986,244,227	1,326,335,053	3,951,772,476	34,471,751	2,969,963,920	1,975,253,511	3,017,171,041	47,207,121

(注) 時価の算定方法

外国先物取引について

1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	特殊債券	ARRMF 2006-1X A2C	718,260.53	678,967.36	
		ATLAM 1 A	2,538,795.00	2,449,949.86	
		CAR 2007-1 A	1,700,000.00	1,565,951.60	
		COMP 2006-1 A	2,000,000.00	1,909,594.00	
		EPICP BROD A	851,427.32	778,715.42	
		GMFM 2007-1X 3A2	1,600,000.00	1,443,049.60	
		GRANM 2007-2 3A2	1,200,000.00	1,056,307.20	
		IGLOO FINANCE PLC II A	3,000,000.00	2,968,200.00	
		LAMBD 2005-1X A2	2,400,000.00	2,209,440.00	
		NITRI 2006-1 A	765,000.00	729,381.61	
		NORIA 2005-1 A	618,749.67	607,927.73	
		OPERA UNI A	1,662,998.26	1,577,187.54	
		PERMA 9X 4A	1,700,000.00	1,534,501.60	
		PPAF 3 A2	2,200,000.00	1,939,740.00	
		SINTO 1 A	1,240,145.00	1,184,624.94	
		SMILS 05 A	581,536.57	571,407.15	
		TMAN 1 A	154,122.89	147,665.14	
		VELAH 4 A1	1,284,976.80	1,199,931.89	
	計		26,216,012.04	24,552,542.64	
	(邦貨換算額)			(2,987,062,337)	
	社債券	ALPHA CREDIT GROUP PLC	1,800,000.00	1,787,499.00	
		BANCA ITALEASE BANITL	1,800,000.00	1,338,149.92	
		BANCA LOMBARDA E PIEFRN	2,250,000.00	2,238,410.10	
		BANCA POP VERONA NOVARA	2,000,000.00	1,969,467.75	
		BANCHE POPOLARI UNITE	2,700,000.00	2,685,062.58	
		BANCO ESPIRITO	3,500,000.00	3,382,764.00	
		BANK OF AMERICA FRN	3,400,000.00	3,093,716.95	
		BANK OF CYPRUS LTD FRN	1,800,000.00	1,794,160.80	
		BANK OF IRELAND MTGE BNK	4,200,000.00	4,174,671.63	
		BANK OF MONTREAL FRN	2,000,000.00	1,998,290.00	
		BARCLAYS BANK PLC	1,650,000.00	1,685,067.65	
		BAYERISCHE LANDESBANK	1,700,000.00	1,638,299.98	
		BCP FINANCE BANK LTD FRN	3,800,000.00	3,791,734.05	
		BEAR STEARNS CO FRN	3,100,000.00	3,027,285.04	
		BELGACOM SA FRN	1,500,000.00	1,496,788.50	
		BES FINANCE LTD FRN	1,800,000.00	1,789,196.40	
		BNP PARIBAS	1,600,000.00	1,628,185.89	
		CAPITALIA SPA	2,700,000.00	2,674,229.17	
		CIE FINANCEMENT FONCIER	3,890,000.00	3,882,376.57	
		CIT GROUP FRN	3,000,000.00	2,661,924.00	
		CITIGROUP INC FRN	3,500,000.00	3,168,909.18	
		DEUTSCHE BANK AG FRN	2,800,000.00	2,731,184.75	
		FORTIS FINANCE NV	1,500,000.00	1,329,768.93	
		FRANCE TELECOM	2,800,000.00	2,742,762.05	
		GE CAPITAL EURO FUND FRN	4,000,000.00	3,753,009.50	
		GOLDMAN SACHS GROUP FRN	4,000,000.00	3,468,394.00	

		HSBC FINANCE CORP	3,400,000.00	3,063,128.00	
		HYPO REAL ESTATE BANK AG	1,800,000.00	1,257,483.60	
		ICICI BANK LTD	900,000.00	895,337.32	
		ING BANK NV FRN	3,000,000.00	2,842,207.50	
		JP MORGAN CHASE & CO	1,000,000.00	996,413.18	
		KONINKLIJKE KPN NV FRN	1,500,000.00	1,488,076.12	
		LEASEPLAN CORP	1,500,000.00	1,465,063.03	
		MACQUARIE BANK FRN	3,000,000.00	2,733,654.00	
		MERRILL LYNCH FRN	3,400,000.00	2,986,678.57	
		MONTE DEI PASCHI MONTEF	2,000,000.00	1,914,142.00	
		MORGAN STANLEY FRN	4,000,000.00	3,561,984.00	
		NIBC BANK NV FRN	1,700,000.00	1,677,662.00	
		OTE PLC	550,000.00	544,637.32	
		RCI BANQUE SA FRN	2,000,000.00	1,981,644.50	
		ROYAL BK CANADA	1,600,000.00	1,622,011.40	
		SANPAOLO IMI BK IRELAND	1,200,000.00	1,191,886.05	
		SANTANDER CENT HISP	2,745,000.00	2,596,907.25	
		TELEKOM FINANZMANAGEMENT	1,500,000.00	1,471,207.96	
		TORONTO DOM BANK FRN	2,000,000.00	1,964,526.74	
		ULSTER BANK IRELAND FRN	2,000,000.00	1,934,313.75	
		UNICREDITO ITALIANO FRN	3,300,000.00	3,278,049.63	
		VOLKSWAGEN LEASING FRN	2,000,000.00	1,982,310.75	
	計		114,885,000.00	109,380,633.06	
	(邦貨換算額)			(13,307,247,818)	
ユーロ計				133,933,175.70	
(邦貨換算額)				(16,294,310,155)	
合計				16,294,310,155	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(16,294,310,155)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	特殊債券 18銘柄	18.3%	100.0%
	社債券 48銘柄	81.7%	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

金利関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 金利関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

L M・ユーロ毎月分配型ファンド

平成20年12月末現在

資産総額	11,436,189,602円
負債総額	2,842,485円
純資産総額(-)	11,433,347,117円
発行済口数	12,118,727,964口
1口当たり純資産額(/)	0.9434円
(1万口当たり純資産額)	(9,434円)

< 参考情報 >

L M・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

平成20年12月末現在

資産総額	17,526,016,625円
負債総額	725,894円
純資産総額(-)	17,525,290,731円
発行済口数	14,506,253,847口
1口当たり純資産額(/)	1.2081円
(1万口当たり純資産額)	(12,081円)

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	101,721,617,505	6,629,045,842
第2特定期間	39,224,271,851	62,393,167,573
第3特定期間	3,249,378,179	36,766,677,854
第4特定期間	1,007,335,161	10,389,793,904
第5特定期間	316,420,329	5,679,558,358
第6特定期間	324,272,084	4,078,756,885
第7特定期間	561,813,932	2,812,861,113
第8特定期間	256,538,738	2,536,699,862
第9特定期間	798,708,937	1,719,279,880
第10特定期間	840,183,500	1,842,737,178
第11特定期間	593,861,751	986,461,094
第12特定期間	431,187,194	582,640,268
第13特定期間	412,148,502	875,572,130

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額 1,000百万円
 委託会社が発行する株式総数 100,000株
 発行済株式総数 78,270株
 主な資本金の額の増減

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの運用指図は、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(2) 平成20年12月末現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	34	409,234
合 計	34	409,234

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に従って作成しております。また、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第11期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動資産							
現金及び預金			725,084			768,672	
貯蔵品			-			9,968	
前払費用			15,400			26,739	
未収委託者報酬			418,750			397,732	
未収投資顧問料			195,476			221,935	
未収入金			3,032			23,481	
その他未収収益			57,502			21,060	
流動資産合計			1,415,246	53.5		1,469,590	53.1
固定資産							
有形固定資産	1		58,639	2.2		488,371	17.7
建物		15,108			327,824		
器具備品		30,404			160,099		
建設仮勘定		13,127			446		
無形固定資産	1		758	0.0		13,722	0.5
ソフトウェア		758			13,722		
投資その他の資産			1,171,275	44.3		794,709	28.7
投資有価証券		589,177			291,860		
長期差入保証金		158,740			148,588		
預託金		26,000			25,000		
長期性預金		299,112			280,532		
前払年金費用		98,244			48,728		
固定資産合計			1,230,674	46.5		1,296,803	46.9
資 産 合 計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
未払金			241,353			197,330	
未払手数料		177,029			163,331		
未払消費税等		64,323			33,999		
未払費用			774,156			771,682	
未払法人税等			14,273			1,667	
前受金			16,864			13,800	
預り金			28,664			12,228	
賞与引当金			54,627			211,040	
流動負債合計			1,129,939	42.7		1,207,749	43.6
固定負債							
退職給付引当金			139,566			120,986	
役員退職慰労引当金			184,247			191,308	
固定負債合計			323,814	12.2		312,294	11.3
負債合計			1,453,754	54.9		1,520,043	54.9
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			3,913,500			1,000,000	
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		3,693,500			226,405		
資本剰余金合計			3,693,500			226,405	
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		1,658			-		
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		6,382,252			19,944		
利益剰余金合計			6,380,594			19,944	
株主資本合計			1,226,405			1,246,350	
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金			37,271			-	
2. 繰延ヘッジ損益			3,032			-	
評価・換算差額等合計			34,238			-	
純資産合計			1,192,167	45.1		1,246,350	45.1
負債・純資産合計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

(2)【損益計算書】

区 分			注記 番号	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
				内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
				千円	千円	%	千円	千円	%
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	1						
		委託者報酬		5,635,310		6,700,313			
		投資顧問料		594,607		599,999			
		その他営業収益		104,602		127,872			
		営業収益計		6,334,520	100.0	7,428,185	100.0		
		営業費用							
		支払手数料		2,552,607		2,978,026			
		広告宣伝費		61,385		69,695			
		公告費		3,976		2,408			
		調査費		1,688,396		1,989,938			
		調査費		43,080		66,913			
		委託調査費		1,644,127		1,921,715			
		図書費		1,188		1,309			
		委託計算費		85,880		86,319			
		営業雑経費		144,663		171,567			
		通信費		35,104		52,125			
		印刷費		104,114		114,036			
		協会費		5,309		5,206			
		諸会費		135		199			
	営業費用計	4,536,910	71.6	5,297,955	71.3				
一般管理費									
給料		986,761		1,116,704					
役員報酬	109,990		140,465						
給料・手当	709,799		753,696						
賞与	3,625		-						
賞与引当金繰入額	159,777		210,612						
退職金	3,568		11,929						
交際費		6,966		8,636					
寄付金		98		-					
旅費交通費		31,746		40,095					
租税公課		24,943		11,910					
不動産賃借料		124,606		211,751					
退職給付費用		101,488		116,539					
役員退職慰労引当金繰入		34,162		7,060					
固定資産減価償却費		34,048		57,898					
諸経費	3	293,759		329,644					
一般管理費計		1,638,580	25.9	1,900,241	25.6				
営業利益		159,029	2.5	229,988	3.1				
営業外損益の部	営業外収益								
	受取利息		298		482				
	受取配当金		623		825				
	為替差益		-		37,078				
	その他		33		2,187				
	営業外収益計		955	0.0	40,574	0.5			
	営業外費用								
	為替差損		26,012		-				
投資有価証券売却損		-		41,888					
その他		1,823		-					
営業外費用計		27,836	0.4	41,888	0.5				
経常利益		132,148	2.1	228,674	3.1				
特別損益の部	特別利益								
	過年度費用負担調整益		16,522		-				
	特別利益計		16,522	0.3	-				
	特別損失								
	固定資産除却損	4	4,440		4,202				
	投資有価証券評価損		-		183,531				
	事務所移転費用		-		18,706				
特別損失計		4,440	0.1	206,440	2.8				
税引前当期純利益		144,230	2.3	22,234	0.3				
法人税等	2	3,800	0.1	2,290	0.0				
当期純利益		140,430	2.2	19,944	0.3				

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高 （千円）	3,913,500	3,693,500	1,658	6,522,682	1,085,975
事業年度中の変動額					
当期純利益				140,430	140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 （千円）				140,430	140,430
平成19年3月31日残高 （千円）	3,913,500	3,693,500	1,658	6,382,252	1,226,405

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 （千円）	-	-	-	1,085,975
事業年度中の変動額				
当期純利益				140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	37,271	3,032	34,238	34,238
事業年度中の変動額合計 （千円）	37,271	3,032	34,238	106,192
平成19年3月31日残高 （千円）	37,271	3,032	34,238	1,192,167

第10期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高 （千円）	3,913,500	3,693,500	1,658	6,382,252	1,226,405
事業年度中の変動額					
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填	2,913,500	3,467,094	1,658	6,382,252	-
当期純利益				19,944	19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 （千円）	2,913,500	3,467,094	1,658	6,402,196	19,944
平成20年3月31日残高 （千円）	1,000,000	226,405	-	19,944	1,246,350

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 （千円）	37,271	3,032	34,238	1,192,167
事業年度中の変動額				
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填				-
当期純利益				19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	37,271	3,032	34,238	34,238
事業年度中の変動額合計 （千円）	37,271	3,032	34,238	54,183
平成20年3月31日残高 （千円）	-	-	-	1,246,350

重要な会計方針

項 目	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理） 時価のないもの 移動平均法による原価法	其他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 為替予約取引 時価法	デリバティブ 為替予約取引 同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8年～15年 器具備品 4～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年～18年 器具備品 4～8年 (2)無形固定資産 同 左
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額のうち当期末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)退職給付引当金 同 左 (3)役員退職慰労引当金 同 左
5. リース取引の処理方法	リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ・ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
6. ヘッジ会計の方法	(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 外貨建其他有価証券 (3)ヘッジ方針 外貨建其他有価証券の為替リスクを回避する目的で為替予約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。	-
7. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。	(1)消費税等の会計処理 同 左

会計処理の変更

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,192,167千円であります。	-

-	（固定資産の減価償却方法） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ3,065千円減少しております。
---	--

追加情報

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。なお、当社は、当事業年度より、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、上記会計基準及び適用指針に準じた方法により会計処理をしております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
1 固定資産の減価償却累計額 建物 18,577千円 器具備品 32,402千円 ソフトウェア 7,663千円 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 1,037千円	1 固定資産の減価償却累計額 建物 13,252千円 器具備品 21,227千円 ソフトウェア 1,303千円 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 724千円

（損益計算書関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 2 法人税等は住民税であります。 3 関係会社との取引 諸経費 1,037千円 4 固定資産除却損は、器具備品4,440千円であります。	1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 2 法人税等は住民税であります。 3 関係会社との取引 諸経費 3,060千円 4 固定資産除却損は、器具備品4,202千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加 株式数（株）	当事業年度 減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加 株式数（株）	当事業年度 減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270	普通株式	78,270	-	-	78,270

（リース取引関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
-----------------------	------------------------

1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) (1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>取得原価</td> <td>610,000</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>572,729</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>37,271</td> </tr> </table> 2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円) (1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 貸借対照表計上額 16,448 (注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。	取得原価	610,000	貸借対照表計上額	572,729	差額	37,271	1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) (1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>取得原価</td> <td>458,942</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>275,411</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>183,531</td> </tr> </table> (注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。 当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損183,531千円を計上しております。 なお、減損処理は、時価が取得価額の30%以上下落し、1年以内に回復の可能性が無い場合に行っております。 (単位：千円) 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table> <tr> <td>売却額</td> <td>109,169</td> </tr> <tr> <td>売却益の合計額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>売却損の合計額</td> <td>41,888</td> </tr> </table> 3. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円) (1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 貸借対照表計上額 16,448 (注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。	取得原価	458,942	貸借対照表計上額	275,411	差額	183,531	売却額	109,169	売却益の合計額	-	売却損の合計額	41,888
取得原価	610,000																		
貸借対照表計上額	572,729																		
差額	37,271																		
取得原価	458,942																		
貸借対照表計上額	275,411																		
差額	183,531																		
売却額	109,169																		
売却益の合計額	-																		
売却損の合計額	41,888																		

（デリバティブ取引関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																			
1.取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、為替予約取引を利用してヘッジ会計を行っております。ヘッジ会計の方法は、重要な会計方針に記載の通りであります。 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 2.取引の時価等に関する事項 当社のデリバティブ取引は、全てヘッジ会計が適用されているため、省略しております。	1.取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 2.取引の時価等に関する事項 通貨関連 (単位：千円) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="2">契 約 額 等</th><th rowspan="2">時 価</th><th rowspan="2">評価損益</th></tr><tr><th></th><th>うち1年超</th></tr><tr><td rowspan="2">市場取引以外の取引</td><td>為替予約取引 売建 米ドル</td><td>321,000</td><td>-</td><td>297,518</td><td>23,481</td></tr><tr><td>合 計</td><td>321,000</td><td>-</td><td>297,518</td><td>23,481</td></tr></table> (注) 1.時価の算定方法 期末の時価は先物相場を使用しております。	区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益		うち1年超	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481	合 計	321,000	-	297,518	23,481
区 分	種 類			契 約 額 等				時 価	評価損益											
			うち1年超																	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481															
	合 計	321,000	-	297,518	23,481															

（退職給付関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>379,260千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>337,938千円</td></tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td><td>41,322千円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>98,244千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>139,566千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>101,488千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.3 %</td></tr> </table> 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	退職給付債務	379,260千円	年金資産	337,938千円	未積立退職給付債務	41,322千円	前払年金費用	98,244千円	退職給付引当金	139,566千円	退職給付費用	101,488千円	割引率	1.3 %	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>355,245千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>282,987千円</td></tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td><td>72,258千円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>48,728千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>120,986千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>116,539千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.3 %</td></tr> </table> 同左	退職給付債務	355,245千円	年金資産	282,987千円	未積立退職給付債務	72,258千円	前払年金費用	48,728千円	退職給付引当金	120,986千円	退職給付費用	116,539千円	割引率	1.3 %
退職給付債務	379,260千円																												
年金資産	337,938千円																												
未積立退職給付債務	41,322千円																												
前払年金費用	98,244千円																												
退職給付引当金	139,566千円																												
退職給付費用	101,488千円																												
割引率	1.3 %																												
退職給付債務	355,245千円																												
年金資産	282,987千円																												
未積立退職給付債務	72,258千円																												
前払年金費用	48,728千円																												
退職給付引当金	120,986千円																												
退職給付費用	116,539千円																												
割引率	1.3 %																												

（ストック・オプション等関係）

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 1,037千円 2. スtock・オプション等の内容 当社は、当事業年度より、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,060千円 2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

（税効果会計関係）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）		第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	
繰延税金資産の発生的主要原因別内訳		繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,319,072	税務上の繰越欠損金	1,129,981
賞与引当金	22,233	賞与引当金	85,893
役員退職慰労引当金	74,989	役員退職慰労引当金	77,862
退職給付引当金	56,804	退職給付引当金	49,241
未払費用	47,373	未払費用	62,966
有価証券評価損	34,005	有価証券評価損	108,702
前払年金費用認容	39,985	前払年金費用認容	19,832
繰延税金資産小計	<u>1,514,491</u>	繰延税金資産小計	<u>1,494,814</u>
評価性引当額	<u>1,514,491</u>	評価性引当額	<u>1,494,814</u>
繰延税金資産合計	<u>-</u>	繰延税金資産合計	<u>-</u>

（関連当事者との取引）

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有 直接 100%	2人	-	諸経費の支払（注１）	千円 1,037	未払費用	千円 1,037

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 8,994	その他未収収益	千円 8,943
								投資顧問報酬の支払（注１）	401,050	未払費用	144,194
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 241,179	未払費用	千円 242,958
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 217,402	未払費用	千円 109,180
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	-	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 72,745
								投資顧問報酬の支払（注１）	133,329	未払費用	26,342
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 2,936	未払費用	千円 1,437
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 16,732	その他未収収益	千円 8,070
								投資顧問報酬の支払（注１）	298,505	未払費用	97,562
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インベストメント（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 39,981	その他未収収益	千円 40,488

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 3,360	未払費用	千円 2,054
親会社の子会社	レグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 391	未払費用	千円 391
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 129,072	未払費用	千円 45,925
親会社の子会社	レグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 14,335	未払費用	千円 8,294
親会社の子会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア メルボルン	百万豪ドル 5.3	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 160,208	-	千円 -
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・（ルクセンブルグ）エス・エイ	ルクセンブルグ	万米ドル 97	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 38,894	-	-
親会社の子会社	ソロモン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 12,131	-	-
親会社の子会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	備品購入	千円 3,299	-	-

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

（注３）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有 直接 100%	-	-	諸経費の支払 （注１）	千円 3,060	未払費用	千円 724

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 （注２）	千円 6,485	その他未収収益	千円 1,509
								投資顧問報酬の支払 （注１）	653,410	未払費用	156,688
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 （注１）	千円 327,280	未払費用	千円 72,937
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 （注１）	千円 394,868	未払費用	千円 98,734
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	-	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 145,490
								投資顧問報酬・諸経費の支払 （注１）	62,757	未払費用	12,581
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬・諸経費の支払 （注１）	千円 25,610	未払費用	千円 21,213
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 （注２）	千円 29,251	その他未収収益	千円 7,870
								投資顧問報酬の支払 （注１）	155,914	未払費用	38,217
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取 （注２）	千円 92,135	その他未収収益	千円 11,680

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 11,422	未払費用	千円 3,063
親会社の子会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 3,653	未払費用	千円 653
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 195,009	未払費用	千円 43,943
親会社の子会社	レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 37,323	未払費用	千円 12,901
親会社の子会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	米ドル 1	サービス業	-	-	サービス契約	諸経費の支払	千円 116,163	未払費用	千円 116,163
親会社の子会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 36,235	未払費用	千円 14,014

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

（注３）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

（１株当たり情報）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）		第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	
1株当たり純資産額	15,231円47銭	1株当たり純資産額	15,923円73銭
1株当たり当期純利益	1,794円18銭	1株当たり当期純利益	254円82銭
（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	140,430千円	当期純利益	19,944千円
普通株式に帰属しない金額	0	普通株式に帰属しない金額	0
普通株式に係る当期純利益	140,430千円	普通株式に係る当期純利益	19,944千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		530,239
未収委託者報酬		343,342
未収運用受託報酬		286,126
未収入金		9,340
前払費用		24,590
その他未収収益		23,458
流 動 資 産 計		1,217,098
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	331,855
器具備品	1	149,502
有形固定資産計		481,358
無形固定資産		
ソフトウェア		13,830
無形固定資産計		13,830
投資その他の資産		
投資有価証券		222,739
長期差入保証金		148,588
長期性預金		360,705
前払年金費用		117,568
投資その他の資産計		849,602
固 定 資 産 計		1,344,791
資 産 合 計		2,561,889

(単位：千円)

	第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
負 債 の 部	
流動負債	
未払手数料	148,423
未払消費税等	30,073
未払法人税等	6,900
前受金	14,948
賞与引当金	95,025
未払費用	614,513
預り金	13,567
流動負債計	923,452
固定負債	
退職給付引当金	203,857
役員退職慰労引当金	247,082
固定負債計	450,940
負 債 合 計	1,374,392
純 資 産 の 部	
株主資本	
資 本 金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	23,047
利益剰余金計	23,047
株主資本計	1,249,453
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	61,957
評価・換算差額等計	61,957
純 資 産 合 計	1,187,496
負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,561,889

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第11期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,951,767
運用受託報酬		377,030
その他営業収益		50,438
営業収益計		3,379,236
営業費用		2,429,130
一般管理費	1 2	903,487
営業利益		46,618
営業外収益		
受取利息		375
受取配当金		707
営業外収益計		1,083
営業外費用		
為替差損		35,535
営業外費用計		35,535
経常利益		12,166
特別損失		
投資有価証券評価損		7,163
特別損失計		7,163
税引前中間純利益		5,003
法人税、住民税及び事業税		1,900
法人税等合計		1,900
中間純利益		3,103

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第11期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		1,000,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		226,405
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		226,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		19,944
当中間期変動額		
中間純利益		3,103
当中間期変動額合計		3,103
当中間期末残高		23,047
株主資本合計		
前期末残高		1,246,350
当中間期変動額		
中間純利益		3,103
当中間期変動額合計		3,103
当中間期末残高		1,249,453
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		61,957
当中間期変動額合計		61,957
当中間期末残高		61,957

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 為替予約取引 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 12～18年 器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度の開始前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度の開始前のリース取引については、改正前のリース取引に関する会計基準等に従って処理しております。

表示方法の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)

（中間貸借対照表）

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として計上しております。

（中間損益計算書）

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 末 平成20年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	23,663千円
器具備品	35,837千円
2 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未払費用	1,311千円

（中間損益計算書関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	25,020千円
無形固定資産	1,649千円
2 関係会社との取引	
一般管理費	2,097千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間増加(株)	当中間会計期間減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

（リ - ス取引関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)	
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。	

（有価証券関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 末 平成20年9月30日 現在	
1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)	
(1)貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券 取得原価 中間貸借対照表計上額 差額	275,411 213,454 61,957
2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
(1)その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 中間貸借対照表計上額	9,285
(注) 表中の中間貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。	

（デリバティブ取引関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)					
1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。					
2. 取引の時価等に関する事項					
通貨関連 (単位：千円)					
区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	270,487	-	261,147	9,340
(注) 1. 時価の算定方法 中間期末の時価は先物相場を使用しております。					

（ストック・オプション等関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費 2,097千円	
2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	

（一株当たり情報）

第 11 期 中 間 会 計 期 間

（自平成20年4月1日
至平成20年9月30日）

1株当たり純資産額 15,171.79円
1株当たり中間純利益金額 39.64円

- （注）1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	3,103千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	3,103千円
期中平均株式数	78,270株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

また、委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」及び「販売会社」）

資本金の額

平成20年12月末現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。なお、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(2)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成20年3月末現在 13百万米国ドル（約1,183百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成20年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル＝91.03円）によります。）

事業の内容

英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)株式会社三菱東京UFJ銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成20年12月末現在 1,183,333百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(4)日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成20年9月末現在 100,000百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

平成20年9月末現在 10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2) 投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3) 販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

届出会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年 6 月25日 臨時報告書

平成20年 8 月14日 有価証券届出書

平成20年 8 月14日 有価証券報告書

平成20年 9 月25日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月19日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ毎月分配型ファンドの平成20年5月20日から平成20年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ毎月分配型ファンドの平成20年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月22日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ毎月分配型ファンドの平成19年11月20日から平成20年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ毎月分配型ファンドの平成20年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。